

一般財団法人蛋白質研究奨励会科学研究費補助金取扱規程

平成26年10月1日理事長裁定

(趣旨)

第1条 一般財団法人蛋白質研究奨励会（以下「奨励会」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年独立行政法人日本学術振興会規程第17号）、その他法令等別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「科学研究費補助金」とは、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」第3条第1項に規定するものをいう。

2 この規程において「研究代表者等」とは、科学研究費補助金の交付を受けた代表者及び分担者をいう。

(応募資格者)

第3条 科学研究費補助金の応募資格者は、奨励会所属の研究者とする。

(応募の手続き)

第4条 文部科学省及び日本学術振興会から科学研究費補助金に係る公募要領の通知を受けたときは、直ちに研究者に周知するものとする。

2 前項の通知を受けた研究者は、文部科学省及び日本学術振興会が指定する期日までに応募書類を文部科学省あるいは日本学術振興会に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学省及び日本学術振興会から交付決定通知を受けた場合は、直ちに研究代表者に通知するものとする。

(補助金の管理等)

第6条 科学研究費補助金に係る契約等事務に関する取扱いは、第3条に規定する補助条件等の定めのほか、奨励会会計事務規程等によるものとする。

2 前項の場合において、補助条件等は奨励会会計規程等に優先して適用するものとする。

3 補助金の管理執行において不正行為等があると判断された場合は、直ちに調査委員会を立ち上げ調査を行うとともに、不正行為等があった判断された場合は、懲戒等の処分を行う。

(備品等の取扱い)

第7条 研究者は、購入した備品又は図書（5万円以上のものに限る。）を購入後、直ちに奨励会に寄附をしなければならない。

(報告書の提出)

第8条 報告書は定められた期限までに提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、科学研究費補助金の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成26年10月1日から施行する。

平成19年4月1日理事長決裁による「財団法人蛋白質研究奨励会における科学研究費取扱規程」は廃止する。